

(設置)

第一条 市長の諮問に応じ、宇部市営旅客自動車による旅客運送事業の経営に関する重要事項を調査審議させるため、宇部市営旅客自動車運送事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第六条 審議会において必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、関係者に意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、宇部市交通局において処理する。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。